

福山市教育委員会会議（第12回）議事日程

2024年（令和6年）3月15日
午後2時00分 於：教育委員室

日程第1		教育委員会会議録の承認について	
日程第2		教育長の報告について 教育長報告	1
		令和6年3月定例会市議会答弁報告	2
		事務局報告	
		1 福山市就学前施設の再整備について	26
日程第3	議第50号	臨時代理の承認を求めることについて（議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出）	28
日程第4	議第51号	福山市教育委員会事務局処務規則及び福山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について	32
日程第5	議第52号	福山市教育委員会事務局職員の職名に関する規則の一部改正について	37
日程第6	議第53号	福山市教育委員会公印規則の一部改正について	39
* 日程第7	議第54号	臨時代理の承認を求めることについて（教職員の人事）	
* 日程第8	議第55号	臨時代理の承認を求めることについて（教職員の人事）	

*は非公開予定

教育長報告

2月	8日	木	文教経済委員会	
	9日	金	学校訪問（芦田中， 駅家南中， 駅家西小， 大門中）	
	10日	土		
	11日	日		
	12日	月		
	13日	火	学校訪問（霞小， 御幸小， 大門中）	
	14日	水	福山学校元気大賞部門賞表彰（日吉台小）	
	15日	木	学校訪問（西小， 城西中）	
	16日	金	本会議 福山地区更生保護女性会結成 60 周年記念のつどい（リーデンローズ）	
	17日	土		
	18日	日		
	19日	月	学校訪問（長浜小， 手城小， 西深津小， 久松台小）	
	20日	火	学校訪問（城北中， 常石ともに学園）	
	21日	水	福山学校元気大賞表彰式	
	22日	木	学校訪問（道上小， フリースクールかがやき中央）	
	23日	金		
	24日	土		
	25日	日		
	26日	月	本会議	
	27日	火	本会議	
	28日	水	本会議	
	29日	木	本会議 福山学校元気大賞部門賞表彰（フリースクールかがやき中央） 学校訪問（神辺西中）	
	3月	1日	金	文教経済委員会 福山学校元気大賞部門賞表彰（松永中， 新市中央中）
		2日	土	
		3日	日	
		4日	月	予算特別委員会 中学校長研修（エフピコアリーナ）
		5日	火	予算特別委員会
		6日	水	福山学校元気大賞部門賞表彰（御野小） 予算特別委員会
		7日	木	予算特別委員会
8日		金	予算特別委員会 福山ローズファイターズ・福山ローズフットボールクラブ評議委員会 並びに選手激励会（福山ニューキャッスルホテル）	
9日		土		
10日		日		
11日		月	国際ソロプチミスト福山認証 50 周年記念式典（福山ニューキャッスルホテル）	

3月	12日	火	福山学校元気大賞部門賞表彰（湯田小，新涯小） 学校訪問（幸千中，駅家南中） 学校図書館改装完了式（常金丸小）
	13日	水	福山学校元気大賞部門賞表彰（新市小，駅家西小） 学校訪問（城東中，緑丘小） 本会議 臨時校長会
	14日	木	学校訪問（城南中，中条小，幸千中，山手小，常石ともに学園，想青学園）
	15日	金	福山中学校卒業証書授与式（福山中） 第12回教育委員会会議

【代表質問】

- ・ 水曜会 大田 祐介 議員
- ・ 公明党 塚本 裕三 議員
- ・ 誠友会 小島 崇弘 議員
- ・ 市民連合 西本 章 議員
- ・ 新政クラブ 八杉 光乗 議員

【一般質問】

- ・ 水曜会 木村 素子 議員

※記載内容については、福山市議会の正式な記録ではありません。

順序	1	質問日	2月26日	会派名	水曜会	名前	大田 祐介
----	---	-----	-------	-----	-----	----	-------

発 言 の 要 旨	
8	教育行政について
①	統合型校務支援システムの導入について
ア	児童生徒の情報のデータベース化や校務のデジタル化に取り組むことにより見込まれる効果
イ	近隣の市町における導入実績や効果
ウ	保護者ポータルサイト
②	学校徴収金システム、キャッシュレス決済導入について
ア	現状の課題について
イ	システム導入の効果と課題について
ウ	今までの課題
エ	デジタル化などの取組が進まなかった原因
オ	学校図書館整備事業の総括について

〔教育長答弁〕

始めに、統合型校務支援システムの導入についてです。

統合型校務支援システムは、成績処理・出欠管理などの教務系、健康診断や保健室来室記録などの保健系、名簿や指導要録等に関する学籍系などを統合した機能を持ち、グループウェアの活用による情報共有も含め、広く校務と呼ばれる業務全般を実施するために必要となる機能を実装したシステムです。

児童生徒の情報のデータベース化や校務のデジタル化により、出欠や日々の記録等の情報から子どもの変化に迅速に対応する、成績データを分析し授業改善につなげる、削減された業務時間を子どもたちとの関わりや授業研究の時間に充てるなど、教職員が情報を共有・活用し、時間を確保することで、一人一人に応じた指導や支援ができるようになります。

また、教職員の日常的な事務業務全般が効率化され、セキュリティが高まるため、手書きや転記作業の減少による正確性の向上、情報漏洩リスクの低減といった効果があります。

次に、近隣の市町における導入実績や効果についてです。

広島県における統合型校務支援システムの導入状況は、今年度導入予定の自治体も含め、23市町中19市町となっています。

導入している市町からは、教職員が一元管理された帳票等を権限の範囲内でいつでも参照・共有できるようになった、業務ごとに名簿を作成する必要がなくなったため転記ミス

や作業時間が減少した、学校を異動しても同じシステムを利用できるため異動後の学校での業務の引継ぎや理解がスムーズになったなどの効果があったと聞いています。

次に、保護者ポータルサイトについてです。

保護者ポータルサイトは、個人情報保護された状態で、学校や教育委員会からのおたよりや連絡を、保護者がスマートフォンなどで確認できるサービスです。

学校徴収金に係る年間徴収計画や未納通知等の送付にも利用するため、学校徴収金システムに、本サービスを導入する予定です。

次に、学校徴収金の徴収管理における現状の課題についてです。

給食費や教材費等の学校徴収金の徴収管理方法は各学校で異なり、手作業が多く、金融機関での入金の確認やお金の出し入れ等に一定の時間を費やし、教職員の業務負担となっています。

また、徴収金の納付に、児童が現金を持参している学校も未だにあり、紛失のリスクといった管理上の課題があります。

次に、学校徴収金システム導入の効果と課題についてです。

システム導入により、徴収管理方法を統一することができ、事務の効率化と教職員の業務負担の軽減が図られます。

また、納付が、原則口座振替となるため、管理上の課題が解消し、会計の透明性を確保できます。

こうした効果をより高める観点から、給食費の公会計化が必要と考えており、現在、関係部局と検討を進めているところです。

次に、学校施設の使用に係るキャッシュレス決済の導入についてです。

学校の体育館やグラウンドは、学校教育に支障のない範囲内で、社会教育、社会体育の場として、地域団体やスポーツクラブなどに利用いただいています。

減免規程により使用料を免除している団体が多数ですが、納付書による使用料の納付のほか、紙による使用申請や鍵の受取りなど、利便性に課題があります。

本市では、公共施設予約のオンライン化と鍵の受取りを不要とするスマートロックの導入を進めており、学校施設についても、2025年度（令和7年度）までに、全ての学校において運用を開始する計画です。

使用料のキャッシュレス決済も可能とし、利用者の利便性の向上を図っていく考えです。

次に、学校図書館整備事業の総括についてです。

子どもたちが楽しく散策しながら図書を手に取り、興味を広げたり、想像を膨らませたりする学校図書館づくりを行うことで、「子ども主体の学び」を全ての教室で展開し、自分に合った学び方を選択しながら学ぶ意欲や知的好奇心を発揮できるよう、5年間かけて全ての学校図書館を整備してきました。

整備前の学校図書館は、決められた時間以外は施錠され、蔵書は文学に偏り、情報が古い図鑑や資料が配架されていました。

子どもたちにとって魅力ある学校図書館とするために、監修を赤木氏に依頼し、明るく過ごしやすい空間づくりや、バランスのとれた蔵書構成と最新の情報が掲載された図書の充実等に取り組みました。

また、全校に配置した学校図書館補助員が、子どもたちに読書案内をしたり、教員に授

業で活用する図書資料を提供したりしています。

これらの取組により、現在、常時開館している学校は9割となり、1割に満たなかった週1回以上図書館を利用する児童生徒の割合は3割になっています。

最新の情報が掲載された自然科学等、子どもたちの読みたい図書が増え、貸出冊数は1.4倍になりました。

1冊の図書をかこみ、本の世界を楽しむ子どもたち、ソファでくつろぐ子ども、図書館で授業をしたり、図書館資料を活用したりする教員の姿が見られます。

学校主体の図書館運営を行うために、今年度、パイロット校では、学校図書館運営委員会を中心に、教職員や子どもたちの声をもとに貸出上限冊数の見直しや、図書選定、授業活用等を行っています。

すでに14校が、パイロット校の取組を参考に学校図書館運営委員会を立ち上げ、図書ボランティアの方や交流館職員と読書推進に係る広報の取組を協議する等しています。

新年度から、全ての学校で学校図書館運営委員会が中心となり、さらなる充実に向け、取り組んでいきます。

順序	2	質問日	2月26日	会派名	公明党	名前	塚本 裕三
----	---	-----	-------	-----	-----	----	-------

発 言 の 要 旨	
10	教育行政について
①	福山100NEN教育について
ア	授業や学校の様子
イ	新年度の取組
②	特色ある教育について
③	学校図書館整備の成果と今後の取組について

〔教育長答弁〕

2016年（平成28年）から、「福山100NEN教育」を基本理念に、子ども一人一人の興味関心、学ぶ過程が異なることを前提に、一斉・画一を求めてきた従来の学校の価値観、体制を問い直しながら、学びが面白いと実感する子ども主体の学びづくりに取り組んできました。

教育長就任以来、現場を見ずして施策は打てない、報告や数値から見える学校状況とともに、行事など特別な場面だけでなく、日常の子どもたちや教職員の姿を見る必要がある、との思いから、事前連絡なしでの学校訪問を続けています。

今年度の訪問は300回を越え、この8年間で記録している訪問回数は1740回、研修等を含めると、2000回を越えています。

「福山100NEN教育」スタート時は、数値での結果は出ていても、授業中の子どもは、元気がない、本当にわかっているのか、と感じる状況が多く見られていました。

この問題意識から、数値だけでなく、日常の様々な場面で行動化できる確かな学びをめざして、教師が教え込む授業から、子どもたちが自ら考え学ぶ授業への転換を図ってきました。

各学校では、校長を中心に教職員一人一人が、従来の価値観を問い直し、子ども主体の学びに向けて、チャレンジし続けています。

最近では、面白がって学び、考え続ける子どもの姿が見られる教室が増え、行事の練習も含め、日々の授業での子どもや教職員の姿に感動の連続です。

各学校の状況は、撮ってきた写真・動画を見ながら指導主事と共有し、次回の訪問や研修等に繋いでいます。

今年度、市内全児童生徒対象の調査で、小中学生とも9割以上が「授業が楽しい」と回答し、「児童生徒と一緒に考える時間が楽しい」と回答する教職員は、98.3%となっています。

取組の成果が数値にも、子どもや教職員の姿にも表れ、学校が、授業が確実に変わってきています。

すべての施策を「学び」一点に集中し、一年一年試行錯誤を積み重ねてきた福山100NEN教育9年目のスタートに、「記号接地」というテーマを掲げました。

「記号接地」とは、もともと人工知能（AI）の用語で、身体感覚や経験とつなげて、言葉の意味を理解することを言います。

AIは、記号を別の記号で表しているだけで、意味を理解していません。人間も同様に、言葉の意味を理解せず使っていることはあります。

特に、数の理解は難しく、分数や小数が記号接地できていない子どもが多くいます。

本市では、2017年（平成29年）から小学校入学時、既に身に付けている力の差を、義務教育9年間でなんとか埋めていこうと、対話や体験を通して、学力の基盤である「言葉と数」の理解を深める授業づくりを進めてきました。

身体に接地して言葉の意味を理解するという「記号接地」は、福山100NEN教育として大切に取り組んできた「学ぶ」「使える知識」など、すべてを説明できる言葉であり、まさに求める学力です。

先日、慶應義塾大学の今井教授を招いて実施した本年度2回目となる校長・主任研修では、この間の取組のスライドや授業動画を使って、教授と私に対話しながら、理論と実践を繋げていきました。

参加した教職員の所在地は様々であっても、各学校での、この間の試行錯誤があるからこそ、研修の最後に、教授が力を込められた「すべての概念が身体に接地していなくても、最初の手がかりとなる知識が接地できていれば、そこから先は、新しいことも自分で学んでいくことができる」ということの意味が理解でき、今後、更なる授業改善が、進んでいくと考えています。

子どもたちが、知っていることを使って考えると、わかることがたくさんあるという感覚を、授業の中で積み重ねていけるよう、「記号接地」をテーマに、今年も学びを中心に据えた取組を着実に進めていきます。

次に、特色ある教育についてです。

想青学園は、SOSEI学で、内海、沼隈の多彩な地域資源を学習素材として、探究学習に取り組んでいます。

7年生は、木材を扱う地元企業から、間伐材の活用について依頼を受け、間伐材の意味、特徴、適した活用例を調べることから始め、こども園へ玩具をプレゼントする計画を立て、「材料と加工の技術」「長さの測定」など、技術や算数・数学で学んだことを活かし、積み木やパズルを製作しました。

学習を通して生徒は、計画、役割分担、協働の大切さを実感し、園児が喜んで遊ぶ姿を見て、満足感、達成感を得たようです。

10月末に、地域の行事と合同開催された「SOSEI祭 and 人・まち・ふくしまルシェ2023」では、各学年「SOSEI学」の取組を発表し、地域とのつながりを実感する場となっています。

全児童生徒対象のアンケートでは、9割以上が「地域に愛着を持っている」と回答し、「SOSEI学」を通して、地域のために行動しようとする児童生徒が増えています。

今年度は、全国の教育委員会、教職員など、15団体134人の視察がありました。

学校図書館を始め、人文社会、理科メディアなど、子どもの興味を喚起する場、高性能

パソコンや3Dプリンターを設置しているデジタルラボ等の施設に感動し、子どもが立体模型を制作したり、動画編集したりする姿、学校のあらゆる空間で、疑問を出し合いながら意欲的に学んでいる姿を見て、高い評価をいただいています。

常石ともに学園は、イェナプラン教育校として、現在、1～3年生が3グループ、4～6年生が2グループ、特別支援学級が2グループあり、全ての教育活動を異年齢で行っています。

各教科を学ぶブロックアワーでは、学力の基盤となる「言葉と数」の習得に向け、一人一人の学ぶ過程、理解するスピードを大事にし、対話的・体験的に学ぶ場を組み合わせています。

教科で学んだ知識を活用しながら総合的に学ぶ「ワールドオリエンテーション」では、気温などの気象情報と、植物などの環境情報を毎日観察して、日々の変化から関係性を調べたり、地域の歴史・環境などを調査し、紹介したい情報を整理して、動画を編集したりするなど、教科・学年を超えて探究しています。

全児童を対象にした調査では、9割以上が「授業で、新しいことを知ったり、問題を考えたりすることが楽しい」と回答し、6年生対象の調査では、「人の役に立つ人間になりたい」と回答した児童が2年続けて100%となっています。

昨年度から、教育活動に支障がない範囲として、月1回50人程度、年間7回に制限し、全国から教育関係者の視察を受け入れています。

今年度も受付開始2ヶ月で年間定員に達し、現在、約70団体、350人の視察を受け入れ、100件以上お断りしている状況です。

視察後は、「子どもが、集中して自分の学びに向かっている」「先生が出す問いが、子どもの思考を刺激している」など、子ども・教職員の姿を見て、肯定的な声を多くいただいています。

「子ども主体の学び」の質的向上が確かに見られる今年度は、常石ともに学園を会場に、小学校3校を指定し、授業実践研修を行っています。

想青学園との合同研修も年2回設定し、授業の具体的な場面を取り上げながら、教職員同士が協議をする中で、子どもの学ぶ過程や教科の目的・内容への理解が深まっています。

両校を視察した全国各地の教育団体から、学校の実践のみならず、学びを中心に据えた福山100NEN教育の取組に、強い関心と高い評価をいただいています。

今後も、学びの質を追求し続けるすべての学校の実践が、互いに刺激し、学び合うことを通して、「学びが面白い！」と実感する「子ども主体の学び」に取り組んでいきます。

次に、学校図書館整備事業についてです。

子どもたちにとって魅力ある学校図書館とするために、監修を赤木氏に依頼し、明るく過ごしやすい空間づくりや、最新の情報が掲載された図書の充実等に取り組みました。

また、全校に配置した学校図書館補助員が、子どもたちに読書案内をしたり、教員に授業で活用する図書資料を提供したりしています。

これらの取組から、現在、常時開館している学校は9割となり、1割に満たなかった週1回以上図書館を利用する児童生徒の割合は3割になっています。

最新の情報が掲載された自然科学等子どもたちの読みたい図書が増え、貸出冊数は1.4倍になりました。

子どもたちは、表紙が見えるように並べられた図書を思わず手に取ったり、展示している人体模型や鉱物の標本などから興味を広げて図書で調べたりしています。

今後の学校主体の図書館運営に向けて、今年度、パイロット校では、学校図書館運営委員会を中心に、教職員や子どもたちの声をもとに、貸出上限冊数の見直しや図書選定、授業活用等を行いました。

すでに14校が、パイロット校の取組を参考に学校図書館運営委員会を立ち上げ、図書ボランティアの方や交流館職員と読書推進に係る広報の取組を協議する等しています。

新年度から、全ての学校で学校図書館運営委員会が中心となり、さらなる充実に向け、取り組んでいきます。

順序	3	質問日	2月27日	会派名	誠友会	名前	小島 崇弘
----	---	-----	-------	-----	-----	----	-------

発 言 の 要 旨	
3	あらゆる世代が輝く魅力あふれるまちづくりについて
	(2) 教育環境の充実について
	① 100NEN教育の受け止めと新年度の取組について
	② 中学校へのプログラミング教材導入の背景について
	③ コミュニティ・スクール導入の目的・計画，学校の状況

〔教育長答弁〕

福山100NEN教育についての受け止めと新年度の取組についてです。

この間、「学び」を中心に据えて、「主体的・対話的で深い学び」「多様な学びの場の充実」「学びをつくる教職員研修」「学び続ける教職員」の4つの柱で、すべての子どもたちが、「学びが面白い！」と実感する「子ども主体の学び」に取り組んできました。

主体的・対話的で深い学びの充実に向け、昨年度の成果と課題を踏まえ、今年度も、幼保小学びの接続カリキュラム開発、ICTを効果的に活用した学びづくり、分析データを活用した授業改善など、本市の施策を具体的に研究、実践するパイロット校を指定し、授業改善に向けた取組を進めてきました。

各学校では、学びの在り方や教師の役割を認知の仕組みから考え、学力の基盤である「言葉と数」の習得に向け、対話的・体験的に学ぶ授業づくりを進めています。

教師が教え込む授業から、子どもたちが自ら考え学ぶ授業へと転換を図ってきたことが、すべての教育活動と繋がり、特に他者と協働して問題を解決する力に大きな伸びが見られています。

学校図書館環境整備、再編による新たな学校の開校など、多様な学びの場の整備も進めてきました。

図書館改装は、今年度で全校完了します。

改装後は、居心地がよく、知的好奇心を刺激する場となり、現在、9割以上の学校が常時開館し、1割に満たなかった週1回以上図書館を利用する児童生徒の割合は、3割となっています。

また、全国に先駆け、校内フリースクール「きらりルーム」の設置、適応指導教室の名称を変更し、校外フリースクール「かがやき」として整備、増設しました。

校内外のフリースクールは、不登校児童生徒にとって、安心できる居場所となることのみを目的とするのではなく、利用している児童生徒の姿や声から、学校や教室の中にある困難さや息苦しさを考え、学校の取組を問い直しています。

学びをつくる教職員研修では、改めて学習指導要領に立ち返り、教材研究を中心とした研修を通して、授業実践力の向上を図っています。

今年度新たに、常石ともに学園の一人一人の学びを促す授業実践研修と広島叡智学園の社会科ユニットデザインから学ぶ研修を設定しました。

参加している教職員は、授業参観後、自身の実践と重ねながら真剣に議論し、教材研究をしています。

昨年11月には、全小中義務教育学校の校長・主任を対象とし、小学校だけでなく中学校においても、「言葉と数」が全ての教科の基盤であることを踏まえ、改めて学習指導要領に立ち返り、自校の教材研究・子ども主体の授業等の改善に向けた取組を考える研修を実施しました。

この研修内容を市内一斉研修へ繋ぎ、各教科・校区で、授業の具体的な場面を取り上げながら、子どもの学ぶ過程や教科の目的・内容についての理解を深める研修を行っています。

教職員の働き方については、2018年度（平成30年度）からの6年間で、校務補助員、学校図書館補助員、部活動指導員等を200人近く増員し、校務のデジタル化や留守番電話の設置等を行うことで、超過勤務縮減と元気に笑顔で勤務できる環境づくりを進めました。

昨年度の時間外在校等時間が、月平均45時間以内の教職員は、約9割、授業づくりにあてる時間があると感じる教職員は、約7割で、2018年度（平成30年度）から、2割程度増加しています。

市内全児童生徒対象の調査では、小中学生とも9割以上が「授業が楽しい」と回答し、「児童生徒と一緒に考える時間が楽しい」と回答する教職員は、98.3%となっています。

8年間の取組一つ一つが繋がり、数値にも、子どもや教職員の姿にも成果が表れ、学校が、授業が確実に変わってきています。

すべての施策を「学び」一点に集中し、一年一年試行錯誤を積み重ねてきた「福山100NEN教育」9年目のスタートに、「記号接地」というテーマを掲げました。

「記号接地」とは、もともと人工知能（AI）の用語で、身体感覚や経験とつなげて、言葉の意味を理解することを言います。

AIは、記号を別の記号で表しているだけで、意味を理解していません。人間も同様に、言葉の意味を理解せず使っていることはあります。

特に、数の理解は難しく、分数や小数が記号接地できていない子どもが多くいます。

本市では、2017年（平成29年）から小学校入学時、既に身に付けている力の差を、義務教育9年間でなんとか埋めていこうと、対話や体験を通して、学力の基盤である「言葉と数」の理解を深める授業づくりを進めてきました。

身体に接地して言葉の意味を理解するという「記号接地」は、福山100NEN教育として大切に取り組んできた「学ぶ」「使える知識」など、すべてを説明できる言葉であり、まさに求める学力です。

先日、慶應義塾大学の今井教授を招いて実施した本年度2回目となる校長・主任研修では、この間の取組のスライドや授業動画を使って、教授と私に対話しながら、理論と実践を繋げていきました。

参加した教職員の現在地は様々であっても、各学校での、この間の試行錯誤があるから

こそ、研修の最後に、教授が力を込められた「すべての概念が身体に接地していなくても、最初の手がかりとなる知識が接地できていれば、そこから先は、新しいことも自分で学んでいくことができる」ということの意味が理解でき、今後、更なる授業改善が、進んでいくと考えています。

子どもたちが、知っていることを使って考えると、わかることがたくさんあるという感覚を、授業の中で積み重ねていけるよう、「記号接地」をテーマに、今年も学びを中心に据えた取組を着実に進めていきます。

市制100周年を迎えた2016年（平成28年）1月、100年先に繋がる子どもたちが、福山に愛着と誇りを持ち、変化の激しい社会の中でたくましく生きていく姿を描いて、福山100NEN教育をスタートさせました。

コロナ禍もあり、どこにも正解がない中で、各学校では、校長を中心に教職員一人一人が、従来の価値観を問い直しながら、子ども主体の学びに向けて、チャレンジし続けてきました。

福山100NEN教育、一年一年、試行錯誤の軌跡がどんなに時代が変化しても、連綿と続く福山教育の基盤を堅固なものとし、学び続ける力で自分の人生を切り拓く子どもたちが育っていくものと、確信しています。

次に、中学校へのプログラミング教材導入の背景についてです。

現行の学習指導要領改訂の際、小学校では、2020年度（令和2年度）から、プログラミング教育が必修化されました。

各学校は、プログラミングソフトを使い、算数科で正多角形を作図したり、理科で電気回路を制御したりするなど、教科等の内容に応じた学習をしています。

中学校では、2021年度（令和3年度）から、技術・家庭科で、「計測・制御のプログラミング」に加え、「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング」の内容が拡充されました。

各学校は、「地域紹介翻訳システム」「防災マップ」「クラス伝言板システム」など、身近な生活の課題を、基本的なプログラムを使って解決するコンテンツを作成しています。

高等学校では、2022年度（令和4年度）から、全ての生徒が必ず履修する科目として「情報Ⅰ」が新設されました。

新年度、モデル校において実施するプログラミング事業は、ゲーム制作等で使われる

プログラミング言語に対応した教材を使い、プログラミングのスキルアップや自ら課題発見・解決する力を身に付けることをねらいとしています。

今後、モデル校の実践・検証・改善する過程を、教職員研修や教科部会等で共有することで、生徒が創り出す喜びや探究する面白さを実感する授業につなげていきます。

次に、コミュニティ・スクールの導入についてです。

子どもたちを取り巻く環境が複雑化・多様化する中、学校と保護者、地域住民が目標やビジョンを共有し、一体となって子どもたちを育むことが重要です。

コミュニティ・スクールは、学校、家庭、地域の真ん中に子どもを置いて、育てたい子ども像を共有し、それぞれの役割を持って地域の子どもたちを育てていく取組です。

地域とともにある学校づくりを通して、地域の学校への関わりが、理解から協力へ、さらには参画へと膨らみ、子どもや学校が抱える諸課題の解決や地域資源を活用した教育内

容の充実などにつながります。

本市では、第三次教育振興基本計画に基づき、2026年度（令和8年度）までに、全ての学校へコミュニティ・スクールを導入することとしています。

現在、鞆の浦学園，想青学園，常石ともに学園，広瀬学園小学校・中学校，新市中央中学校区，加茂中学校区に導入しており，新年度は，福山中・高等学校と幸千中学校区に導入する予定です。

導入校は，学校運営協議会を設置し，学校運営方針について議論を重ねながら教育活動を進めています。

鞆の浦学園では，「鞆を素材として学び，社会のために実践する力を育みたい」という学校運営方針を委員と共有し，これまでの地域との関わりを活かしながら，何ができるのか協議してきました。

工学系の研究をされている委員から，防災について助言をいただき，子どもたちは，地域の防災意識を高めるために，体育館を避難所とし，炊き出しや防災ベッドの設営など，保護者も交えた訓練を行いました。

また，学んだことを防災新聞としてまとめ，地域に配布しています。

想青学園では，内海，沼隈の多彩な地域資源を素材に，探究的に学習する「SOSEI学」について，年間カリキュラムをもとに，目標と育成する力を共有した上で，学びをより豊かなものにするためには何が必要か，表現力・共感力・チャレンジ精神といった育てたい力を付けるためには何ができるかを協議しました。

どの導入校においても，委員が，学校と地域をつなぎ，それぞれの地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりが進んでいます。

順序	4	質問日	2月27日	会派名	市民連合	名前	西本 章
----	---	-----	-------	-----	------	----	------

発 言 の 要 旨	
6	路面標示などの交通安全対策について
	(1) 通学路, 生活道路での交通事故発生状況
	② 通学路での登下校時の交通事故発生状況
	(2) 通学路安全推進会議設置後の関係機関との連携
7	教職員の病気休職, 早期退職などについて
	① 現状と対応策
	② 新規採用者の休職, 退職の現状, 原因の分析
9	学校図書館整備事業について
	① この事業での図書廃棄冊数, 事業経費等
	② 図書ボランティアとの調整
	③ 特定の個人や業者のための事業か, との疑義について
10	学校給食無償化について
	① 早期実施への考え
	② 文部科学省への対応

[教育長答弁]

通学路での登下校時の交通事故発生状況についてです。

学校から報告を受けた, 交通事故発生件数は, 2018年度(平成30年度)から年度ごとに, 小学校は, 17件, 8件, 9件, 17件, 10件で, 今年度は, 2月時点で, 14件です。

中学校は, 49件, 40件, 41件, 46件, 56件で, 今年度は, 2月時点で, 43件です。

次に, 通学路安全推進会議設置後の効果と関係機関・関係団体との連携の現状についてです。

これまで「福山市通学路交通安全プログラム」に基づき, 学校, 道路管理者, 警察, 地元関係団体等が連携して, 継続的に, 2年に1度, 延べ6回の合同点検を行ってきました。

昨年度は, 本プログラムに中学校区を追加し, 安全対策の拡充を図りました。

この間の取組により, 対策を実施した危険箇所は, 約2,200箇所です。

関係機関・関係団体が, 子どもたちの安全を守るという共通の目的の下, それぞれの役割を果たし, スクールサポートボランティアなどの地域住民の協力もいただくなかで, 子どもたちの安心安全な登下校に繋がっていると考えています。

次に、教職員の病気休職、早期退職などについてです。

病気休職等に伴う代替者を確保できなかった件数は、2月1日時点で7件であり、全て小学校です。

各学校では、他の教諭や管理職が授業を行うなどして対応しています。

人材確保に向け、県教育委員会や近隣市町教育委員会との連携、退職者への依頼、潜在的な教員の掘り起こし、ICTを活用した求人など、あらゆる手段を用いて取り組んでいます。

主な原因としては、産休・育休取得者や特別支援学級が増加し、臨時的任用教員の確保が困難になっていることが、国の調査で挙げられており、本市においても同様の傾向があります。

新規採用教職員の一週間を超える病休取得者数は、2020年度（令和2年度）から年度ごとに7人、12人、9人です。

新規採用から4年目までの教職員の辞職者数は、23人、26人、43人です。

病休の半数以上が、精神疾患で、その原因は、学級経営、授業、保護者連携、プライベートの悩みなどが重なっています。

辞職理由は、多い順に、結婚などの家庭事情、他県採用、健康不安、転職です。

職場での悩み等を理由とした病休や辞職を未然に防ぐため、各種研修後のアンケート調査や、管理職、拠点校指導教員からの報告、学校訪問などにより、個別に状況を把握しています。

必要に応じて、面談等を行い、業務の見直しや支援の内容について、学校と連携しながら取り組んでいます。

次に、学校図書館整備事業についてです。

本事業における図書廃棄冊数についてです。

2022年度（令和4年度）までの4年間で、32万5542冊です。

事業経費総額は、執行見込額を含め5年間で、1億9700万円です。

次に、図書ボランティアによる図書台帳・図書ラベルの張替え等の扱いについては、学校図書館を、子どもたちの多様な学びの場の一つとするため、子どもの視点や業務の効率化を考えたときに、今までの運営方法や環境を変更する必要性がありました。

次に、本事業が特定の個人や業者のためのものではないかという指摘についてです。

図書は、バランスのとれた蔵書構成となるよう、最新の情報が掲載された図書、LLブック等の教育的ニーズに応じた図書などを選定しており、物品と同様に市内登録業者から、市の規定に基づき購入しています。

本事業は、子どもたちにとって魅力ある学校図書館とするために、監修を赤木氏に依頼し、明るく過ごしやすい空間づくりや図書の充実等に取り組みました。

また、全校に配置した学校図書館補助員が、子どもたちに読書案内をしたり、教員に授業で活用する図書資料を提供したりしています。

これらの取組により、現在、常時開館している学校は9割となり、1割に満たなかった週1回以上図書館を利用する児童生徒の割合は3割になっています。

最新の情報が掲載された自然科学等，子どもたちの読みたい図書が増え，貸出冊数は1.4倍になりました。

今年度のパイロット校では，学校図書館運営委員会を中心に，教職員や子どもたちの声をもとに貸出上限冊数の見直しや，図書選定，授業活用等を行っています。

すでに14校が，パイロット校の取組を参考に学校図書館運営委員会を立ち上げ，図書ボランティアの方や交流館職員と読書推進に係る広報の取組を協議する等しています。

この事業によって，義務教育9年間で，学校図書館が，過ごしやすい場，本を開くきっかけとなる場，読書の面白さを実感する場として，一定の環境整備ができたと考えています。

新年度から，全ての学校で学校図書館運営委員会が中心となり，さらなる充実に向け，取り組んでいきます。

次に，学校給食の無償化についてです。

児童生徒の健全な発達に資する学校給食については，給食費の利用者負担額について自治体間で格差が生じないように，国の責任において，無償化をはじめとした恒久的な制度として必要な財源措置を講ずるべきと考えています。

本市では，物価高騰に対応するため，新年度についても，当初予算を計上することにより，保護者の負担軽減を図っているところです。

学校給食費については，保護者の経済的負担軽減のため，学校給食に係る課題整理を行い，無償化の実現に向けた検討を行うことについて，全国市長会から国へ要望しており，引き続き，国の動向を注視してまいります。

次に，文部科学省の「学校給食の無償化に関する調査」の調査対象は，学校給食費の無償化を実施中又は実施予定の教育委員会等，学校給食を実施していない学校を設置する教育委員会等であり，本市は該当していません。

順序	5	質問日	2月28日	会派名	新政クラブ	名前	八杉 光乗
----	---	-----	-------	-----	-------	----	-------

発 言 の 要 旨	
7	大規模地震への備えについて
(3)	避難所となる学校体育館の環境整備
1 1	福山100NEN教育について
①	取組の経過と成果
②	9年目のテーマや注力する取組
1 2	学校における防災対策について
①	子どもたちの学びの確保
②	防災教育と避難訓練の取組状況
1 3	教職員の負担軽減の取組について
①	統合型校務支援システムの概要
②	情報の活用方法
③	導入による効果
1 4	学習端末の活用について

[教育長答弁]

始めに、避難所となる学校体育館の環境整備についてです。

本市では、校舎や体育館の老朽化が進む中、建替え・改修等に係る中長期的なトータルコストの縮減、予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能や性能を確保した望ましい教育環境の実現を目的に策定した「学校施設長寿命化計画」に基づき、施設整備を進めていくこととしています。

新年度は、小学校4校の体育館の長寿命化改修に取り組んでいく考えです。

整備内容は、屋上防水や外壁改修など、耐久性に優れた素材による改修工事や水道・電気設備などライフラインの更新等に加え、照明のLED化、複層ガラスなどの高断熱化や内装の木質化などの整備を行い、ZEB化を推進します。

さらに、避難所としての防災機能を強化するため、バリアフリートイレの整備や、停電等に備え、スポットクーラー等も利用できるよう、体育館に電源車や発電機を接続する発電機接続設備を整備します。

空調設備の設置については、この間、教育・環境・防災等の観点で、関係部局と継続して検討を行っています。

今後の長寿命化改修にあたっては、空調整備の条件でもある高断熱化整備を行いながら、他都市の導入事例も研究する中で、引き続き検討してまいります。

次に、福山100NEN教育についてです。

この間、「学び」を中心に据えて、「主体的・対話的で深い学び」「多様な学びの場の充実」「学びをつくる教職員研修」「学び続ける教職員」の4つの柱で、すべての子どもたちが、「学びが面白い！」と実感する「子ども主体の学び」に取り組んできました。

主体的・対話的で深い学びの充実に向け、昨年度の成果と課題を踏まえ、今年度も、幼児小学びの接続カリキュラム開発、ICTを効果的に活用した学びづくり、分析データを活用した授業改善など、本市の施策を具体的に研究、実践するパイロット校を指定し、授業改善に向けた取組を進めてきました。

各学校では、学びの在り方や教師の役割を認知の仕組みから考え、学力の基盤である「言葉と数」の習得に向け、対話的・体験的に学ぶ授業づくりを進めています。

教師が教え込む授業から、子どもたちが自ら考え学ぶ授業へと転換を図ってきたことが、すべての教育活動と繋がり、特に他者と協働して問題を解決する力に大きな伸びが見られています。

学校図書館環境整備、再編による新たな学校の開校など、多様な学びの場の整備も進めてきました。

図書館改装は、今年度で全校完了します。

改装後は、居心地がよく、知的好奇心を刺激する場となり、現在、9割以上の学校が常時開館し、1割に満たなかった週1回以上図書館を利用する児童生徒の割合は、3割となっています。

また、全国に先駆け、校内フリースクール「きらりルーム」の設置、適応指導教室の名称を変更し、校外フリースクール「かがやき」として整備、増設しました。

校内外のフリースクールは、不登校児童生徒にとって、安心できる居場所となることのみを目的にするのではなく、利用している児童生徒の姿や声から、学校や教室の中にある困難さや息苦しさを考え、学校の取組を問い直しています。

学びをつくる教職員研修では、改めて学習指導要領に立ち返り、教材研究を中心とした研修を通して、授業実践力の向上を図っています。

今年度新たに、常石ともに学園の一人一人の学びを促す授業実践研修と広島叡智学園の社会科ユニットデザインから学ぶ研修を設定しました。

参加している教職員は、授業参観後、自身の実践と重ねながら真剣に議論し、教材研究をしています。

昨年11月には、全小中義務教育学校の校長・主任を対象とし、小学校だけでなく中学校においても、「言葉と数」が全ての教科の基盤であることを踏まえ、改めて学習指導要領に立ち返り、自校の教材研究・子ども主体の授業等の改善に向けた取組を考える研修を実施しました。

この研修内容を市内一斉研修へ繋ぎ、各教科・校区で、授業の具体的な場面を取り上げながら、子どもの学ぶ過程や教科の目的・内容についての理解を深める研修を行っています。

教職員の働き方については、2018年度（平成30年度）からの6年間で、校務補助員、学校図書館補助員、部活動指導員等を200人近く増員し、校務のデジタル化や留守

番電話の設置等を行うことで、超過勤務縮減と元気に笑顔で勤務できる環境づくりを進めました。

昨年度の時間外在校等時間が、月平均45時間以内の教職員は、約9割、授業づくりにあてる時間があると感じる教職員は、約7割で、2018年度（平成30年度）から、2割程度増加しています。

市内全児童生徒対象の調査では、小中学生とも9割以上が「授業が楽しい」と回答し、「児童生徒と一緒に考える時間が楽しい」と回答する教職員は、98.3%となっています。

8年間の取組一つ一つが繋がり、数値にも、子どもや教職員の姿にも成果が表れ、学校が、授業が確実に変わってきています。

2015年（平成27年）から、「福山学校元気大賞」として、結果のみならず、取組の過程に着目し、「あなたが素晴らしい」「先生ありがとう」「地域一丸」「挑戦・継続→快挙」の4つの部門において、この9年間で約400回、表彰しています。

子どもたちの素晴らしさ、教職員の頑張り、地域・保護者の方の協力などを知っていただくことで、多くの方が笑顔になり、更なる元気に繋がっています。

現在、コミュニティ・スクールの導入を進めており、それぞれの地域の創意工夫を活かし、地域・保護者・学校がさらに一体となって、教育活動の充実を図っていくことができると考えています。

すべての施策を「学び」一点に集中し、一年一年試行錯誤を積み重ねてきた福山100NEN教育9年目のスタートに、「記号接地」というテーマを掲げました。

「記号接地」とは、もともと人工知能（AI）の用語で、身体感覚や経験とつなげて、言葉の意味を理解することを言います。

AIは、記号を別の記号で表しているだけで、意味を理解していません。人間も同様に、言葉の意味を理解せず使っていることはあります。

特に、数の理解は難しく、分数や小数が記号接地できていない子どもが多くいます。

本市では、2017年（平成29年）から小学校入学時、既に身に付けている力の差を、義務教育9年間でなんとか埋めていこうと、対話や体験を通して、学力の基盤である「言葉と数」の理解を深める授業づくりを進めてきました。

身体に接地して言葉の意味を理解するという「記号接地」は、福山100NEN教育として大切に取り組んできた「学ぶ」「使える知識」など、すべてを説明できる言葉であり、まさに求める学力です。

子どもたちが、知っていることを使って考えると、わかることがたくさんあるという感覚を、授業の中で積み重ねていけるよう、「記号接地」をテーマに、今年も学びを中心に据えた取組を着実に進めていきます。

市制100周年を迎えた2016年（平成28年）1月、100年先に繋がる子どもたちが、福山に愛着と誇りを持ち、変化の激しい社会の中でたくましく生きていく姿を描いて、福山100NEN教育をスタートさせました。

コロナ禍もあり、どこにも正解がない中で、各学校では、校長を中心に教職員一人一人が、従来の価値観を問い直しながら、子ども主体の学びに向けて、チャレンジし続けてきました。

福山100NEN教育、一年一年、試行錯誤の軌跡がどんなに時代が変化しても、連続と続く福山教育の基盤を堅固なものとし、学び続ける力で自分の人生を切り拓く子どもたちが育っていくものと、確信しています。

次に、学校における防災対策についてです。

南海トラフ巨大地震が発生した場合、本市では、最大震度6強、最高津波水位3.3mが想定されており、学校施設が損壊したり、学校が避難所となったりするなど、教育活動に影響が出ると考えられます。

また、被害状況も様々であることから子ども一人一人の状況に応じた学びを止めない支援が必要です。

例えば、学校再開後も登校できず、自宅や避難所等に滞在している児童生徒については、ICTを活用した授業のリアルタイム配信や教材の送付を行うなどして、場所や時間に関わらず、学ぶ環境を整えることができます。

次に、防災教育と避難訓練の取組状況についてです。

各学校は、家族や地域とともに安全対策を考える取組として、ひろしまマイ・タイムラインを活用した自分や家族を守る防災行動計画の作成、地域の方を講師に招いた学習、危険箇所や緊急避難場所を示すマップの作成や調べ学習などを行っています。

例えば、鞆の浦学園では、総合的な学習の時間を中心に、地域の方と実際に防災施設を巡って調べたり、児童発案の地域のイベントで災害への備えの大切さをまとめた新聞を配布したりするなど、地域の方々と共に、防災について考える取組を行っています。

避難訓練については、「予告なし」や「休憩中」、「停電を想定して校内放送を利用しない」など、児童生徒が自ら判断して避難する訓練や、地域の方と一緒に避難行動をする訓練などを実施しています。

元日に発生した能登半島地震のように、予期せぬ災害から身を守るために、日頃からのような備えが必要なのか考え、災害時に的確な行動がとれるよう、今後も、様々な場面を想定した訓練を実施していきます。

次に、教職員の負担軽減の取組についてです。

統合型校務支援システムは、成績処理・出欠管理などの教務系、健康診断や保健室来室記録などの保健系、名簿や指導要録等に関する学籍系などを統合した機能を持ち、グループウェアの活用による情報共有も含め、広く校務と呼ばれる業務全般を実施するために必要となる機能を実装したシステムです。

一元管理された情報を活用することにより、出欠や日々の記録等の情報から子どもの変化に迅速に対応する、成績データを分析し授業改善につなげる、削減された業務時間を子どもたちとの関わりや授業研究の時間に充てるなど、教職員が情報を共有・活用し、時間を確保することで、一人一人に応じた指導や支援ができるようになります。

また、教職員の日常的な事務業務全般が効率化され、セキュリティが高まるため、手書きや転記作業の減少による正確性の向上、情報漏洩リスクの低減といった効果や、学校を異動しても同じシステムを利用できるため、スムーズな業務の引継ぎといった効果があります。

次に、学習端末の活用についてです。

「令和5年度 全国学力・学習状況調査」の意識調査において、「週3回以上」ICT機器を授業で使用していると回答した児童生徒の割合が、小学校68.4%、中学校83.1%で、全国平均より、小学校で6ポイント、中学校で22ポイント高くなっています。

児童生徒は、これまでのカメラ機能、共同編集、ドリル教材の活用などに加え、数学科で図形を操作し球の体積の求め方を導き出す、音楽科でアプリを活用し様々な楽器の音色を聞き比べ自分が表現したい音楽をつくる、体育科の長距離走で記録をグラフに変換し可視化することで自分に合ったペースや課題を見つけ改善するなど、ICTの良さを活かしながら、教科の特質に応じて活用しています。

課題は、ICTを「何のために・どの場面で・どのように活用するのか」を意識して授業をするために教材研究を充実させることです。

次に、家庭への持ち帰りについてです。

本市では、端末を文房具のように使えるよう、全ての学校で、導入年度から持ち帰っています。

端末の不適切な使用が認められた際には、関連会社と連携し、フィルタリングを強化するなど、改善したり、デジタル・シティズンシップの考えに基づき、教職員が児童生徒と一緒に、端末活用のルールを考え、確認したりしています。

引き続き、道徳等の教材や自身の行動を基に、ICTのより良い使い方について考える機会を持ちながら、自律してデジタル社会と関わる力を培っていきます。

順序	6	質問日	2月28日	会派名	水曜会	名前	木村 素子
----	---	-----	-------	-----	-----	----	-------

発 言 の 要 旨	
1	不登校児童生徒の支援、指導について
①	公教育の目指すもの
②	本年度における不登校児童生徒数の変化と分析
③	公的フリースクールかがやき，きらりルームへのつなぎ
④	公的フリースクールを選択しない児童生徒の支援
⑤	校外フリースクールかがやきの利用状況と職員配置
⑥	校外フリースクールかがやきの増設
⑦	民間フリースクールの認識
⑧	校内フリースクールきらりルームの利用状況と職員配置
⑨	校内フリースクールきらりルームの今後の設置計画
⑩	本市が目指す公教育の公的フリースクールでの実施
⑪	フリースクールを活用していない児童生徒の学びの保障と福祉部門との連携
⑫	不登校児童生徒の義務教育終了後の指導と把握

[教育長答弁]

始めに、本市教育がめざすものについてです。

「福山100NEN教育」は、挑戦する力、コミュニケーション能力などの非認知能力と、知識・技能を活用する力などの認知能力を包括した「21世紀型“スキル&倫理観”」を育み、将来の予測が困難な時代に生きる児童生徒が、よりよい社会を創るために、主体的に考え行動できることをめざしています。

この間、一人一人の興味や関心、個性、経験などの違いを大切にして、全ての児童生徒が、意欲や知的好奇心を発揮しながら学べるよう、多様な学びの場の充実を進めてきました。

学校内外のフリースクールは、不登校児童生徒にとっての、安心できる居場所となることのみが目的ではありません。

利用している児童生徒の姿や声から、学校や教室の中にある困難さや息苦しさを考え、学校の取組を問い直してきています。

また、フリースクールは、利用する児童生徒が、社会的自立に向けた力を育み、成長できる場であることをめざしています。

フリースクールでは、児童生徒が、時間や過ごし方等を自ら決めて、学習や創作、スポーツなどをして過ごします。

職員は、児童生徒の実態や保護者の願いを踏まえ、サポート計画等を作成し支援しています。

多様な経験ができるよう、活動や行事を工夫することで、児童生徒は互いに、また職員とも関わり合い、スポーツやゲーム等集団活動の経験を重ねることで相手のことを考えた言動ができるようになってきた、映像作品の作成等にこだわって取り組み地域の行事でプロジェクションマッピングを披露した、校内外フリースクール合同行事の開会式等で初めて大勢の前で話す経験をしたなど、成長する姿が見られています。

次に、不登校児童生徒数の変化と分析についてです。

今年度の不登校児童生徒数は、昨年度同時期を上回っています。

背景として、コロナ禍による様々な制限が続き登校意欲が湧きにくかった、欠席を必要な休養と捉える考え方が広まった、オンラインで家庭から授業等に参加できるようになった等が影響していると考えています。

次に、校内外フリースクールへの繋ぎと、選択しない場合の支援等についてです。

校内外フリースクールへは、担任等が児童生徒及び保護者に提案する、あるいは保護者が直接相談して繋がります。

校内外フリースクールを選択しない、または在籍するが利用していないケースでは、学校が、家庭訪問等で状況を把握しながら、不登校委員会等で支援の方向性を協議しています。

状況に応じて、放課後登校での学習支援等を行う、スクールカウンセラーの面談等に繋ぐ、オンラインで授業配信や面談を行う等、様々な手段で児童生徒と繋がり、学びが保障できるよう取り組んでいます。

児童生徒と長期間会うことができないなどのケースは、学校や教育委員会が関係機関と連携し、対応を協議しています。

次に、校外フリースクール「かがやき」の利用状況等についてです。

「かがやき」の利用者は、2019年度（令和元年度）の設置以降、増加しています。今年度1月末現在の利用児童生徒数は286人で、昨年度と比べて、47人増加しています。

1月の1日あたりの平均利用人数は、約89人で、昨年度と比べて、33人増加しています。

職員は、3所に所長と教育相談員を各1名、学習活動推進員を中央に3名、東部と西部に各2名配置しています。

さらに、3所をサポートする相談員2名、合計15名で運営しています。

なお、利用者の増加が続いている状況を踏まえ、次年度、学習活動推進員を増員する予定ですが、「かがやき」の増設は考えていません。

次に、民間フリースクールについてです。

民間フリースクールについては、施設ごとに特色があり、児童生徒が選択できる学びの場の一つであると捉えています。

児童生徒が利用する場合は、学校や教育委員会が、当該施設と活動内容等について連携し、出席扱い等の対応を行っています。

次に、「きらりルーム」の利用状況についてです。

「きらりルーム」は、教育委員会が指定した中学校6校、小学校2校の計8校に、専属の教職員を置いて設置した、教室外の学びの場です。

今年度の利用者数は、8校で176名、1日平均約54名です。

校内フリースクールは、「きらりルーム」設置校の取組等を参考に、各学校が自校の状況に応じて設置し、工夫しながら運営しているものです。

次に、不登校生徒の義務教育修了後の指導と把握についてです。

不登校生徒に限らず、学校は、生徒が自分の意思で進路を選択できるように、本人・保護者と面談等を重ねています。

生徒の希望と状況に応じて、進学や就職に向けた具体的な支援を行っています。

教育委員会では、毎年、進路選択に向けた情報提供の機会として、不登校生徒及び保護者を対象とした定時制・通信制高等学校説明会を開催しています。

不登校が長期化し、引きこもりがちになっているなど、進路が定まらない可能性がある場合には、保護者に、「地域若者サポートステーション」等の中学校卒業後に相談できる機関を伝えています。

生徒が進路未決定となった場合は、卒業後一年間、元担任等が家庭訪問や電話連絡等を定期的に行い、進学や就職に係る資料を提供するなど、進路相談を継続しています。

その際にも、状況に応じて、「ひきこもり相談窓口ふきのとう」などを紹介し、若者や家族が相談できる機関につながるようにしています。

1 福山市就学前施設の再整備について

(1) 道上幼稚園の3年保育について

ア 趣旨

早い段階から、集団生活の中で子どもを成長させたいという保護者ニーズが高まっていることから、今後も集団での教育・保育機能の維持が見込まれる道上幼稚園において3年保育を実施する。

イ 定員数及び学級数

3歳児について、1学級（定員20人）を設置する。

ウ 入園申込

2024年（令和6年）11月～

エ 実施時期

2025年（令和7年）4月

(2) (仮称) あけぼのこども園整備について

ア 趣旨

2015年（平成27年）に策定した「福山市公立就学前教育・保育施設の再整備計画」に基づき、就学前の子どもに一体的な教育・保育の提供ができる幼保連携型認定こども園に移行するための整備を行うとともに、実践拠点園として市内の就学前施設全体の教育・保育の質的向上を図ることを目的とする。

移行に当たっては、あけぼの幼稚園、手城幼稚園及びあけぼの保育所に係る施設の諸課題を解決するなど、中部地域の就学前施設の集約化を図りながら再整備に取り組む。

イ 開園予定時期

2028年（令和10年）4月1日

ウ 整備の手法

現在のあけぼの幼稚園、手城幼稚園及びあけぼの保育所を統合し、幼保連携型認定こども園として整備する。

エ 整備予定地

福山市曙町五丁目16番2号（現あけぼの幼稚園用地）

オ 利用定員（案）

（単位：人）

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
利用定員	6	18	24	45	50	50	193

カ 施設整備の概要

- ・敷地面積 2,655 m²
- ・諸室等
保育室, 乳児室・ほふく室, ことばの相談室, 遊戯室, 職員室, 調理室ほか

キ 施設の主な機能

- ・幼稚園と保育所機能の一体的な提供
- ・ことばの相談室

ク 整備スケジュール (予定)

年 度	整 備 計 画
2024年度	基本設計, 地質調査
2025年度	実施設計
	あけぼの幼稚園閉園
2026年度	解体工事, 新園舎建設工事着手
2027年度	新園舎建設工事完成
	手城幼稚園閉園, あけぼの保育所閉所
2028年度	(仮称) 福山市立あけぼのこども園開園

議第50号

臨時代理の承認を求めることについて（議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出）

福山市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成29年教育委員会規則第2号）第3条第1項の規定により、議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により、報告し、承認を求める。

(別紙)

議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、議会の議決を経るべき次の議案について、市長から意見を求められたので、同意する旨回答する。

- 1 令和5年度福山市一般会計補正予算（第8号）（教育委員会関係分）

1 令和5年度福山市一般会計補正予算（第8号）（教育委員会関係分）

【歳入】 総額 1,247,440 千円

(1) 国庫支出金 371,400 千円

区 分	充当先事業	金額(千円)
小学校耐震改修費等交付金	小学校施設維持改良費	269,900
中学校耐震改修費等交付金	中学校施設維持改良費, 中高一貫校校舍整備費	101,500

(2) 寄附金 5,500 千円

区 分	充当先事業	金額(千円)
学校教育費寄附金	学校図書館環境整備事業費	5,500

(3) 繰入金 △15,560 千円

区 分	充当先事業	金額(千円)
教育環境整備基金繰入金	学校図書館環境整備事業費	△15,960
	小学校施設維持改良費	400

(4) 市債 886,100 千円

区 分	充当先事業	金額(千円)
義務教育施設整備事業債	小学校施設維持改良費	626,600
	中学校施設維持改良費	179,500
中高一貫校整備事業債	中高一貫校校舍整備費	80,000

【歳出】 総額 1,257,900 千円

(1) 国の補正予算によるもの（前倒し分） 1,257,900 千円

区 分	補正の概要	金額(千円)
小学校施設維持改良費	外壁劣化改修 10 校, 空調改修 14 校, 給食調理場空調設備整備等	896,900
中学校施設維持改良費	外壁劣化改修 4 校, 空調改修 6 校	264,000
中高一貫校校舍整備費	図書室他冷暖房設備改修 南棟校舎外壁他改修	97,000

【繰越明許費】**4 件****1,286,800 千円**

費 目	事 業 名	金額(千円)
(小学校)学校建設費	施設維持改良事業（外壁劣化改修ほか）	806,900
(小学校)学校建設費	施設維持改良事業（給食調理場空調設備整備）	90,000
(中学校)学校建設費	施設維持改良事業（外壁劣化改修ほか）	292,900
(中高一貫校)学校建設費	校舎整備事業（空調改修，外壁劣化改修）	97,000

議第51号

福山市教育委員会事務局処務規則及び福山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

福山市教育委員会事務局処務規則及び福山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正については、別紙のとおりとする。

(改正理由)

学校施設の使用許可に関する事務を学校から教育総務課に移管すること及び包括施設管理業務の導入に伴い、所要の改正を行う必要がある。

(改正要旨)

- 1 福山市教育委員会事務局処務規則の一部改正について
 - (1) 教育総務課の分掌事務に屋内運動場、屋外運動場及び水泳プールの使用許可に関する事務を加えるもの。(第10条関係)
 - (2) 学びづくり課及び学校保健課が所掌している遊具安全点検及びプール水質検査等包括施設管理業務に関する事務を除くもの。(第10条関係)
- 2 福山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について
 - (1) 市長の補助機関である職員に補助執行させている市立幼稚園の施設の維持管理に関する事務のうち、包括施設管理業務に関するものを除くもの。(第2条関係)
 - (2) 教育財産の管理に関すること（包括施設管理業務に関するものに限る。）を市長の補助機関である職員のうち、企画財政局長及び財政部長及び資産活用課の職員に補助執行させるもの。(第2条関係)

(施行期日)

2024年（令和6年）4月1日

(別紙)

教育委員会規則第 号

福山市教育委員会事務局処務規則及び福山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

第1条 福山市教育委員会事務局処務規則（昭和41年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(分掌事務)</p> <p>第10条 各部、課の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。 ただし、所管の明らかでない事務があるときは、教育長が定めるものとする。</p> <p>管理部</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(26) (略)</p> <p><u>(27) 福山市立学校施設使用規則（平成15年教育委員会規則第20号）に規定する屋内運動場、屋外運動場及び水泳プールの使用許可に関すること。</u></p> <p><u>(28)～(35) (略)</u></p> <p>施設課</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第10条 各部、課の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。 ただし、所管の明らかでない事務があるときは、教育長が定めるものとする。</p> <p>管理部</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(26) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(27)～(34) (略)</u></p> <p>施設課</p>

<p>(1)～(7) (略)</p> <p>学校再編推進室</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>学校教育部</p> <p>学事課</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>学びづくり課</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p><u>(15) 遊具の設置及び維持修繕に関すること（市立幼稚園に関するもの及び包括施設管理業務に関するものを除く。）</u></p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p>学校保健課</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 学校の環境衛生に関すること（市立幼稚園に関するもの及び包括施設管理業務に関するものを除く。）。</p> <p>(7)～(13) (略)</p>	<p>(1)～(7) (略)</p> <p>学校再編推進室</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>学校教育部</p> <p>学事課</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>学びづくり課</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p>学校保健課</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 学校の環境衛生に関すること（市立幼稚園に関するもの_____を除く。）。</p> <p>(7)～(13) (略)</p>
--	---

(福山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第2条 福山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則(平成28年教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		現行																									
(補助執行)		(補助執行)																									
第2条 (略)		第2条 (略)																									
2 (略)		2 (略)																									
3 (略)		3 (略)																									
4 (略)		4 (略)																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">補助執行に係る事務</th> <th>補助執行させる職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>(1) 市立幼稚園(休園中のものを除く。)の施設の維持管理に関すること(包括施設管理業務に関するものを除く。)</td> <td>保健福祉局ネウボラ推進部長及び保育施設課の職員</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		補助執行に係る事務		補助執行させる職員	1	(略)	(略)	2	(1) 市立幼稚園(休園中のものを除く。)の施設の維持管理に関すること(包括施設管理業務に関するものを除く。)	保健福祉局ネウボラ推進部長及び保育施設課の職員	3	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">補助執行に係る事務</th> <th>補助執行させる職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>(1) 市立幼稚園(休園中のものを除く。)の施設の維持管理に関すること_____。</td> <td>保健福祉局ネウボラ推進部長及び保育施設課の職員</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		補助執行に係る事務		補助執行させる職員	1	(略)	(略)	2	(1) 市立幼稚園(休園中のものを除く。)の施設の維持管理に関すること_____。	保健福祉局ネウボラ推進部長及び保育施設課の職員	3	(略)	(略)
補助執行に係る事務		補助執行させる職員																									
1	(略)	(略)																									
2	(1) 市立幼稚園(休園中のものを除く。)の施設の維持管理に関すること(包括施設管理業務に関するものを除く。)	保健福祉局ネウボラ推進部長及び保育施設課の職員																									
3	(略)	(略)																									
補助執行に係る事務		補助執行させる職員																									
1	(略)	(略)																									
2	(1) 市立幼稚園(休園中のものを除く。)の施設の維持管理に関すること_____。	保健福祉局ネウボラ推進部長及び保育施設課の職員																									
3	(略)	(略)																									
5 教育委員会の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務を市長の補助機関である職員のうち、企画財政局長及び同表右欄に掲げる職員に補助執行させる。		(新設)																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">補助執行に係る事務</th> <th>補助執行させる職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"></td> <td>員</td> </tr> </tbody> </table>		補助執行に係る事務		補助執行させる職員			員																				
補助執行に係る事務		補助執行させる職員																									
		員																									

1	(1) 教育財産の管理に関する事(包括施設管理業務に関するものに限る。)	企画財政局財政部長及び資産活用課の職員
---	--------------------------------------	---------------------

(福山市教育委員会事務局処務規則の一部改正)

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議第52号

福山市教育委員会事務局職員の職名に関する規則の一部改正について

福山市教育委員会事務局職員の職名に関する規則の一部改正については、別紙のとおりとする。

(改正理由)

職務上の職名について、栄養士法による管理栄養士の免許を有する者の専門性に鑑み、所要の改正を行うもの。

(改正要旨)

職員の職務上の職名に、新たに「管理栄養士」を加えるもの。(第3条関係)

(施行期日)

2024年(令和6年)4月1日

(補足説明)

現に「栄養士」に任用されている職員で、管理栄養士の免許を有する者は、2024年4月1日から、職名を「管理栄養士」に改める。

(別紙)

教育委員会規則第 号

福山市教育委員会事務局職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

福山市教育委員会事務局職員の職名に関する規則（昭和42年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(職員の職務上の職名の範囲)</p> <p>第3条 職員の職務上の職名の範囲は、次のとおりとする。ただし、これによりがたいものについては、別の職名を用いることができる。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p><u>(19) 管理栄養士</u></p> <p><u>(20)～(21)</u> (略)</p>	<p>(職員の職務上の職名の範囲)</p> <p>第3条 職員の職務上の職名の範囲は、次のとおりとする。ただし、これによりがたいものについては、別の職名を用いることができる。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(19)～(20)</u> (略)</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議第53号

福山市教育委員会公印規則の一部改正について

福山市教育委員会公印規則の一部改正については、別紙のとおりとする。

(改正理由)

文書管理システムの導入により文書等の起案，決裁等の事務処理が電子化されたことに伴い，公印を使用するときの手續を現状に即したものとするため，所要の改正を行う必要がある。

(改正要旨)

文書管理システムの機能を利用して決裁を受けた文書に公印を押印するときの公印使用の手續等について規定するもの。(第6条関係)

(施行期日)

公布の日

(別紙)

教育委員会規則第 号

福山市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

福山市教育委員会公印規則（昭和41年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(公印使用の手続)</p> <p><u>第6条 文書管理システム（電子計算機を利用して文書等の收受、起案、決裁、保存、廃棄その他文書管理に関する一連の事務の処理を行うシステムをいう。）の機能を利用して決裁を受けた文書に公印を押印するときは、当該文書を公印管守者又は取扱責任者に提示し、審査を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 公印管守者又は取扱責任者は、前項の審査において適正と認めるときは、公印を使用させるものとする。</u></p> <p><u>3 文書（文書管理システムの機能を利用して決裁を受けた文書を除く。）に公印を押印するときは、当該文書に決裁文書を添えて、公印管守者又は取扱責任者に提出する。</u></p>	<p>(公印使用の手続)</p> <p><u>第6条 公印を押なつしようとするときは、押なつを必要とする文書に、決裁になった起案文書を添え、公印管守者又は取扱責任者の審査を受けた上、押なつし、契印しなければならない。ただし、文書の用途数量等の都合によりこの手続を省略することができる。</u></p>

4 前項の審査において適正と認めるときは、公印管守者又は取扱責任者にあつては決裁文書の所定欄に認印するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。